

- 「議案第14号 川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例の制定について」
 - 《意見》
 - * 消費税率の引上げ自体に反対の立場であるため、本議案には賛成できない。
 - 《審査結果》
 - 賛成多数原案可決

- 「議案第15号 川崎市水道条例の一部を改正する条例の制定について」
 - 《意見》
 - * 消費税率の引上げ自体に反対の立場であるため、本議案には賛成できない。
 - 《審査結果》
 - 賛成多数原案可決

- 「議案第16号 川崎市工業用水道条例の一部を改正する条例の制定について」
 - 《意見》
 - * 消費税率の引上げ自体に反対の立場であるため、本議案には賛成できない。
 - 《審査結果》
 - 賛成多数原案可決

- 「議案第17号 川崎市下水道条例の一部を改正する条例の制定について」
 - 《意見》
 - * 消費税率の引上げ自体に反対の立場であるため、本議案には賛成できない。
 - 《審査結果》
 - 賛成多数原案可決

- 「議案第18号 川崎市入江崎余熱利用プール条例の一部を改正する条例の制定について」
 - 《意見》
 - * 消費税率の引上げ自体に反対の立場であるため、本議案には賛成できない。
 - 《審査結果》
 - 賛成多数原案可決

- 「議案第19号 川崎市乗合自動車乗車料条例の一部を改正する条例の制定について」
 - 《主な質疑・答弁等》
 - * 過去の市バス料金の改定内容について
 - 平成26年4月は消費税率の引上げ分のみを転嫁した料金改定であり、税抜き運賃の料金改定は平成7年3月に実施して以来、約24年ぶりである。

*** 総額で約 3 億円の市民負担の増加となる本議案を提案する理由について**

今後の市バス事業運営に必要となるバス車両の更新数増加への対応、営業所の計画的整備等に多くの資金需要が見込まれるため、本議案を提案するものである

*** 過去の敬老パスの見直しに伴う一般会計繰入金の内訳及び総繰入金額について**

当初は平成 16 年度から 5 年間にわたり経営安定化補助金として一般会計から繰入れを受けることを予定していたが、経営改善の取組を実施したことで繰入期間を 1 年縮減し、4 年間合計で約 1.3 億円の繰入れを受けた。

*** 経営安定化補助金を除いた一般会計繰入金が最も多かった時期及び繰入金が現在の 8 億 9,000 万円まで縮小した理由について**

平成 13 年度の 1.7 億 6,000 万円が最も多く、平成 20 年度から一部営業所の管理委託を本格実施したことで、総費用が抑制されてきたため、現在は繰入金が縮小している。

《意見》

* 過去にはより多く一般会計から繰入れを受けていたため、市民負担の増加とならないように、現在は縮小している一般会計からの繰入金の増加を求めてほしい。

* 消費税率の引上げを含め、総額で約 3 億円の市民負担の増加が見込まれるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第 20 号 川崎市貸切自動車条例の一部を改正する条例の制定について」

《意見》

* 消費税率の引上げ自体に反対の立場であるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第 60 号 平成 30 年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第 63 号 平成 30 年度川崎市下水道事業会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決